

区分		医療分 (基礎課税分)	後期高齢者支 援金等分	介護分 (40～64歳 の方)
①所得割額	前年所得に 応じて右の税率 をかけた額	6.4%	2.0%	1.7%
②均等割額	加入者 1人当たり の額	26,000円	9,200円	11,200円
③平等割額	加入世帯 1世帯当たり の額	27,600円	9,600円	7,200円
年 税 額	①+②+③の額			
(課税限度額)		(650,000円)	(240,000円)	(170,000円)

◆国民健康保険税納税通知書
国保税額は7月中旬に世帯主宛てに通知します。世帯主が他の健康保険に加入していても、家族が国民健康保険に加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

◆令和6年度の国民健康保険税の税率など

税 国民健康保険税



◆今年度の主な変更点

①国民健康保険税率などを改正します
医療分・後期高齢者支援金等分・介護分の所得割額の税率および均等割額が引き上げとなります。

②課税限度額が変わります

後期高齢者支援金等分の課税限度額が2万円引き上げとなり、年間の課税限度額が24万円になります。

③軽減対象範囲が拡大しました

均等割・平等割(5割軽減および2割軽減)の軽減判定所得の基準が見直されました。

※国保加入者で所得未申告の方がいる場合

(18歳以下や所得申告上の被扶養者を除く)、軽減・減免が適用されません。対象の方は所得申告が必要です。

▼保険年金課 23-2149



【お詫びと訂正】

広報たはら6月号 13ページ「スポーツ大好き田原」の問い合わせ先に誤りがありました。お詫びして訂正します。正しくは次のとおりです。

●責任者 金田美穂子

0800-37590854

暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

内 容	対象	問い合わせ
「限度額適用認定証」などは更新が必要です 継続して認定証が必要な方は、8月1日(木)以降に申請してください。 ※7月中には申請できません。 申請場所: 市保険年金課、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課 持ち物: 保険証、本人確認書類(免許証など)、マイナンバーカード	「国民健康保険限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方	保険年金課 ☎23-2149
今月の納税・使用料	納期限: 7月31日(水) 固定資産税・都市計画税(2期)、国民健康保険税(1期)、市営住宅使用料・保育料(7月分)、後期高齢者医療保険料(1期)、し尿汲取手数料(5・6月分)	

しその葉の結束・バック詰め

内職さん募集

年齢 問わず
時間 要相談

ご応募 お問合せ ☎0120-79-0094 ☎090-7300-5018 受付時間 8:00~17:00

(有)グリーンファーム 縦山
田原市八王子町字道上99

未経験者 OK!

重量鉄骨で
頑丈な
建物を建てます！

まずは
ご相談
ください！

住宅・倉庫・車庫・リフォームなど

社員 募集中！

株式会社 デーテック
D・TEC TEL.0531-25-0041 田原市野田町東野口16-2